

問 2 : 道交法の運転免許を停止されています。技能講習を受講する場合に運転免許を有しているとして、一部免除が受けられるでしょうか。

答 運転免許の停止期間中は、その免許については技能講習の一部免除は受けられません。一部免除を受けずに受講されるか、停止期間終了後に一部免除を受けて受講されるかになります。

